

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	東／南郷	令和3年3月	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.7 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	18.4 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.5 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	11.3 ha
⑤地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害対策、災害対策等に関するデータとして記載ください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後中心経営体が農地を引き受ける意向がなく、70歳以上で後継者が決まっていない農業者の耕作面積が12ha以上あるため、新たな農地の受け手が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・中心経営体が少なく、耕作できる面積が限られているので、耕作条件の良い区画を集約して貸付を行う。
 ・貸付のできない農地については、新たに耕作可能な中心経営体を選出できるまでの間、地区での保全管理を行い維持していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

農地を団地化して担い手に一括して貸借する際は、農地中間管理事業を活用する。

中心経営体が事情により営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

○作物に関する取組方針

耕作条件の悪さから基本的には水稲作付を維持していき、中心的経営体が耕作する作物は経営方針に任せる。

耕作者のいない農地は体験農園としての活用も検討し、受け入れ態勢を整える。

○鳥獣被害防止対策への取組方針

①森林組合の伐採事業を活用。

②区域を限定し、重点的なほ場だけを獣害防止柵を設置する。

③夜間に二人組でイノシシ等の侵入について見回りを行う。

○災害対策への取組方針

年3回堰普請を行い、水路整備を行う。大型水路改修及び農道舗装を計画している。

○その他

農業用水路が小さく、湧き水もあるため、農地が湿田になってしまっているのを修繕する方針。